

国土審議会 第3回近畿圏整備部会議事録

日時：平成21年4月2日（木）14：00～15：30

場所：大阪合同庁舎第1号館第1別館2階大会議室

（開 会）

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

それでは、ただいまから国土審議会第3回近畿圏整備部会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、国土計画局広域地方整備政策課大都市圏制度企画室長の是澤でございます。

本日は、部会長選出の手續までの間、私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。

国土審議会運営規則第5条の規定により、国土審議会の会議は原則として公開とすることとされております。これは当部会にも準用されているところでございます。したがって、当部会でも、会議・議事録とともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いたします。

また、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず一番上に座席表、議事次第のほか資料が1から4までございます。そのうち資料3は枝番が3-1から3-4まで、資料4は枝番が4-1から4-3までございます。

資料の不足がございましたらお知らせくださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、まず、新しくご就任された委員の方々をご紹介させていただきます。

このたび、佐々木徹委員が一身上の都合により辞任され、新たに西日本建設業保証株式会社取締役社長の森悠様にご就任をいただいております。

ご紹介させていただきます。森悠委員でございます。

○森委員

森でございます。よろしくお願いたします。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

続きまして、太田房江委員が辞任され、新たに大阪府知事の橋下徹委員にご就任いただいておりますが、本日はご欠席されております。

また、立石義雄委員におかれましては、一身上の都合により辞任されております。

本日は、委員の皆様9名中7名の方にご出席いただいておりますので、本部会の定足数を満たしておりますことを念のために報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本部会の運営につきましてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、部会長の互選をお願いしたいと存じます。

国土審議会令第3条第3項の規定に基づき、部会長は部会に属する委員及び特別委員の方々から互選していただくことになっております。いかがいたしましょうか。

(森委員、挙手)

森委員、お願いします。

○森委員

部会長につきましては、国土審議会の本審議会の委員も務めておられ、また近畿圏の整備につきまして大変幅広いご見識をお持ちの津村準二委員にご就任いただけたらいかかと思っておりますので、僭越とは存じますが、ご提案申し上げます。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

ただいま森委員から、津村委員にというご提案がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

それでは、ご異議がないようでございますので、津村委員に部会長をお引き受け願うことにいたします。

それでは、津村委員、部会長席にご着席くださいますようお願いいたします。

(津村委員 部会長席に着席)

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

それでは、これ以降の議事運営は部会長をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○津村部会長

ただいま部会長に選任されました津村でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方のご協力を得て、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと存じております。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

これは、国土審議会令第3条第5項の規定に基づくものでございます。

まことに恐縮でございますが、林委員に部会長代理を務めていただくようお願い申し上げます。

林委員よろしくお願いいたします。ごあいさつをお願いします。

○林委員

あいさつ申し上げるまでもないですけれども、大役を仰せつかりました。部会長を支えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○津村部会長

ありがとうございます。

それでは、開催に当たりまして、初めに国土交通省の川本国土計画局長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○川本国土計画局長

ご紹介いただきました国土計画局長をしております川本でございます。

委員の先生方には平素から私どもの所管行政の推進に格段のご支援、ご協力をいただいておりますこと、まず初めに御礼申し上げたいと思っております。また、本日は大変お忙しい中、本部会にご出席を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

皆様ご案内のとおり、この国土審議会の近畿圏整備部会、実は資料2にも設置要綱がございますが、近畿圏整備法、昭和38年の法律でございますが、それに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律等々の法律に基づきまして、いろんな調査審議をお願いする事項が定められておりまして、それらについていろいろご審議をいただくために設けた部会でございます。

本日の議題としましては、近郊緑地保全区域についての指定というものが議題になっております。これは大都市圏の郊外部にグリーンベルトをつくろうという構想が昭和30年代からございまして、国土交通大臣が指定をして、実際の運用は各府県知事にやっていただくという仕組みでございます。これについて大阪府、和歌山県等からいろいろご要望もあって調整してきた結果、新たな指定区域ができたということで本日はご審議をお願いい

たしているところでございます。

どうか、この制度の趣旨にのっとって十分にご議論をいただきますようお願い申し上げます。

せっかくの機会でございますから、私から2点ほどお話し申し上げておきたいと思っております。

1点は、実は今申し上げました大都市圏の制度の問題でございます。

実は、こういった制度は近畿圏だけではなくて、首都圏、近畿圏、中部圏の、いわゆる大都市3圏につきましてそれぞれの整備法というものがございまして、いろんな制度がその下にぶら下がるという仕組みになっております。

この3圏につきましては、国が方針をつくって、各府県知事が圏域、近畿圏の整備計画みたいなものをつくるというような仕組み、広域計画をつくるという観点から当時設けられた制度がございます。

平成17年に国土形成計画法ができて、国土形成計画、かつての全総計画であります。これを単なる開発整備だけではなくて、保全も含めて国土のあり方全体を議論しようという格好に変えました。その際に、国の全国計画の下に各ブロックごとの広域地方計画というものをつくるという仕組みに変えたわけでございますが、大都市圏の3圏だけは以前の仕組みと並立するような格好で整備計画をつくるという仕組みがまだ残っております。私どもも、制度ができてから50年近くたった制度でございまして、この分権の時代に今までの制度をそのままにしておいていいのかどうかということについては問題意識を持っております。とりわけ、今申し上げましたように、国土形成計画法の仕組みが一方であり、もう一つ、似ているわけではありませんが、代替可能かもしれないような制度があるということについて問題意識を持っておりまして、制度の存廃も含めて少し議論を詰めていきたいなというふうに思っております。

この点については国土審議会の中にその検討組織をつくって、年末から来年の初めぐらいまでかけては結論を出したいなというふうに思っているところでございます。

大都市圏と国のかかわりの仕方という点については非常に意見も分かれておりまして、一般的な都市計画と違って、圏域をまたがって市街地が連担しているような大都市圏については、国がもっともっとコミットメントすべきじゃないかということをおっしゃる方もおられる。一方で、この分権の世の中なのだから、基本的にはできるだけ地方に全部任せちゃって、国のコミットメントは他の都市計画と同じでいいじゃないかと。都市計画の

コミットメントについては今ほとんど残っていないですが。そういうご議論と両方ございますし、それから、最近いろいろ聞いておりますと、首都圏、中部圏、近畿圏と特別扱いられている法律があるというのは大変気持ちがいいということをおっしゃる自治体の方もおられるということで、これは半分冗談でございますけれども、いろんなご意見があるわけでございますが、私ども、実際に地域を動かしていくに当たって、地域づくりを進めていくに当たって、どういうやり方が一番適切なのかという原点に戻って議論したいなと思っております。

また部会の先生方にもいろいろご意見を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。これが第1点でございます。

第2点が、今も触れました国土形成計画の中の広域地方計画でございます。

この点については、後ほど、現在の検討状況の報告をさせていただきたいと思ひます。

先ほど、全国総合開発計画という名前が国土形成計画に変わったと申し上げました。名前から見てもはっきりしておりますように、かつてのような開発一辺倒、あるいはハード中心というよりは、むしろソフトとハードをうまく融合させて地域づくりを進めていくという計画の議論を今、近畿圏でもやっていると理解いたしております。近畿圏では関西広域機構の秋山会長に広域地方計画策定の協議会の会長をお願いいたしております、そこで知事さんや政令市長さんなんかにも入っていただいて議論が積み重ねられているところでございます。

近畿圏については、特に知の拠点づくりや「ほんまもん関西」ということで、関西がどうやって復権させていくのかということで大変ご熱心な議論をいただいているところでございます。私自身も実は関西の人間でございます、こちらのほうに実家があつて、ただ残念ながら今、生活の本拠を東京に移してしまつておりますが、この関西地区をどうしていくのかということについては、言われて久しい問題でございます。一朝一夕に関西圏が復権するというような状況にもないのかなと思ひます。

ただ、それにしても、この日本で2番目の大都市圏であります近畿圏をどうしていくかということについて、せつかくの機会でありますから、近畿圏全体で、そして産も学も官も入った格好でぜひ将来の方向性ということについて明確なビジョンづくりということをお願いいたしたいと思ひます。

先ほど、計画自体もハード中心からハードとソフトということを申し上げました。今の

時代、つくる前からそのハードをどう使うのかということをも十分考えてやっていくことが必要だと思っております。実はどこのブロックを見まして、どうしてもなかなか、そういう建前は言っても、ハードの議論とソフトの議論では完全にかみ合っているわけではございません。その辺も含めて、明日の関西、明日の近畿のためにどうしていくのかということについて、ぜひお知恵をお出しいただきたいなと思っておりますのでございます。

きょうの部会に先立って少し長くなりましたが、私のほうからのお願いは以上2点でございます。各委員の皆様方からぜひ忌憚のないご意見、ご議論をちょうだいできればと思う次第でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○津村部会長

どうもありがとうございました。

それでは早速、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第の議事をご覧いただきたいと思いますが、第1が近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について、第2点が近畿圏の広域地方計画の策定状況についてでございます。

このうち第1点の近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更については、国土交通大臣から国土審議会の意見を求められておまして、国土審議会からその調査審議を当部会に付託されております。2つ目の議題である近畿圏の広域地方計画の策定状況については報告事項でございます。

それでは、まず第1の議題である近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

それでは、第1の議題、近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料3-1から3-4までを使って説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず資料3-1は、ただいま部会長からご説明のありました国土交通大臣から審議会会長への諮問、さらに3枚ほどめくっていただきますと、国土審議会会長より当部会への付託の文書でございます。

それでは早速、内容について説明させていただきます。お手元の資料3-2をご覧いた

だきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、まず1ページでございます。

既にご案内のこととは思いますが、近畿圏の近郊緑地保全制度は、既成市街地等への人口、産業の集中に伴い、その近郊において無秩序な市街化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境は悪化したという問題に対処しまして、既成市街地の近郊における樹林地であって、相当規模の広さを有している緑地の保全を図るために昭和42年に創設されたものでございます。

1ページの左側の図を見ていただきますと、これは政策区域でございますけれども、真ん中の赤色の部分が既成都市区域、ここは過度の集中を防止して、都市機能の維持増進を図る地域でございます。その周辺の黄色の地域は近郊整備区域でございます、計画的な市街地として整備する区域、その周辺にあります濃い緑の地域、これが本日の議題でございます近郊緑地保全区域でございます。

この保全区域につきましては、昭和40年代に合計6区域、8万1,212haについて指定されてございます。その後、若干の変更はございますが、大きな修正はございません。

前後して恐縮でございますけれども、お手元の資料3-4にその一覧がございます。後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、資料3-2の2ページに進ませていただきます。

近郊緑地保全区域の指定につきましては、既成都市区域の近郊における樹林地であって、相当規模の広さを有している緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進、またはこれらの地域における公害もしくは災害の防止の効果が著しい土地の区域について定めることができるというものでございます。

その指定の手続でございますけれども、関係地方公共団体、本日お願いしています国土審議会近畿圏整備部会、国土審議会本審議会の意見を聞きまして、関係行政機関の長へ協議し、国土交通大臣が指定するというものでございます。

それから、指定の効果につきましては、ここに書いてございますように、建築物等の新改増築、土地の形質の変更等については、知事等への届出ということがございますし、知事等が必要と認めるときは、助言または勧告を行うことができる、となっております。

合わせて、地方公共団体等は、土地の所有者等と管理協定を締結して、近郊緑地の管理を行うことができるという措置も用意されているところでございます。

3 ページをご覧いただきたいと思います。

今申し上げました手順のフローでございますけれども、一番左が関係地方公共団体の意見聴取でございますけれども、これはご地元の大阪府、和歌山県、それから大阪府岬町、和歌山県和歌山市から既に「異議・意見なし」という回答を得ているところでございます。

その関係行政機関との協議につきましては、既に事務的な調整は終えておりますが、正式な協議は国土審議会の答申後に行ってまいります予定でございます。

パブリックコメントにつきましては、3月16日から4月15日までの間に実施中でございますけれども、現在のところ特段のコメントはいただいておりません。本日お願いしています近畿圏整備部会でご審議いただきました後に、部会長から国土審議会へご報告いただくという手はずで進めれば大変ありがたいと考えております。

さらに1ページ進めさせていただいて、4ページでございます。

今回の追加指定区域でございますけれども、ごらんいただきますように、和泉葛城近郊緑地保全区域の先端の赤色の部分でございます。この地域は大阪府と和歌山県の両方にまたがっております。

続いて5ページでございます。

先ほど申しました和泉葛城近郊緑地保全区域全体の現在の面積は2万3,665haでありまして、大阪市の面積よりも少し広い面積となっております。今回追加している面積は約257haでございます。この近くの大阪城公園の約2.5倍の面積でございます。

6ページに進めさせていただきます。

この257haのうち約108haは、大阪府岬町、残り149haは和歌山県和歌山市側に存しているところでございます。真ん中の横断している黒い線が府県の境でございます。

続きまして、7ページでございますが、この地域の現況といたしまして、この追加指定区域は、先ほど申しましたように和泉葛城近郊緑地保全区域に隣接しておりまして、既指定区域と地形・植生・景観・利用上の一体性が非常に高いところでございます。

加えましてこの地域は、良好な自然環境が維持され、近隣府県民が自然に親しむ場としてハイキング等の利用がなされております。

この近くには大阪と和歌山を結ぶ地域高規格道路「第二阪和国道」の計画路線が近接しておりまして、沿線での宅地開発等により市街化が進展する可能性がございます。そのような地域になってございます。

8ページでございます。具体的に当該地域について説明してまいりたいと思います。

まず、地形的な特性ですけれども、今回追加指定する区域は既指定区域と一体的な和泉山脈に属する中起伏山地・小起伏山地となっております。

次、9ページからでございますけれども、植性といたしましては、同じく既指定区域と一体的な樹林地でありまして、アカマツ林、コナラなど、広葉樹林、戦前から残る常緑広葉樹林などの多様な植性が広がっておりまして、まとまりのある樹林地を形成しております。これが9ページから11ページの植性の状況でございます。

それから、12ページになりますが、景観といたしましては、この真ん中の図面の三角の印の一番真ん中の上にありますのが俎石山と申しますけれども、この俎石山がございまして、起伏に富んだ美しい山並みを形成しておりまして、これが既指定区域と一体となり、連続する山並みとなっております。これは周辺の市街地に対して良好な自然環境を提供しているといった状況でございます。写真で見ていただくとわかりますように市街地から見上げる眺望というのは非常に美しい山並みを形成しているものでございます。

1ページ進めさせていただきまして13ページでございますが、逆にこの俎石山等からの眺望につきましては、大阪湾や和歌山平野、遠くは淡路島、六甲山系等の良好な眺望を楽しむことができるといった状況でございます。

14ページでございますが、この和泉山脈の尾根線沿いをはじめ、周辺には多くのハイキングルートが整備されており、地域住民が身近に自然と触れ合う場として親しまれているといった状況でございます。

続きまして15ページでございますが、先ほど申しましたように、周辺では地域高規格道路である第二阪和国道の整備が始まるなど、周辺における都市的な土地利用が拡大する可能性がございます。

最後になりますが、手続についてご説明させていただきたいと思っております。

今回追加してお願いしております近郊緑地保全区域につきましては、他の政策区域と重複の指定はできませんので、今回の追加指定に際しましては、上の大阪府岬町側の108haにつきましては近郊整備区域から除外しまして保全区域とし、下の和歌山県和歌山市側の149haにつきましては都市開発区域から除外しまして保全区域として、この地域を近郊緑地保全区域として追加していただきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど若干触れましたが、資料3-3と3-4につきましては関連法律の条文及び近郊緑地保全区域の一覧でございます。

以上、第1番目の議題の近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更についてご説明申し上げます。

した。ご説明は以上とさせていただきます。

○津村部会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました議題に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○槇村委員

追加して区域を変更されるということは全然異論がございませんけれども、少しお聞きしたいと思います。

まず6ページのところから、ずっと変更の追加案が出ておりますけれども、一般的には、区域を設定する場合にはなるだけ連担するような感じで指定すると思うのですが、この場合、かなりいびつな形で区域が設定されておりますね。それと同時に、大阪府岬町のほうはこの一枚物だと思うんですけども、和歌山の側は3つぐらいに分かれているように地図上では見えるんですけど、これはなぜこのように一連の空間地として設定できなかったのかというのを教えていただきたいと思います。

それと、先ほどのご説明では景観とか植性とか、いろんなところが同じようであるということですけども、その辺の同じ具合というのが、他のところはそうではなかったのか、土地の所有者とか管理者とか、その辺で何かがあったのかどうかということ。

それから、14ページのところで、ここも里山で非常にいいところでありますけれども、よく使っておられるところというのが利用頻度の高いルートということで青い色で示されておりますけれども、この青い色がよく使われているところだとすると、ほかのところ、散策ハイキングコースも青い点線で示されていますが、この辺について、なぜこの赤いところだけが設定されたのかというところを教えていただければと思います。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

槇村委員からのご質問につきましては、今回の指定区域がいびつな形といいますか、飛び地的になっているということと、周辺の地域についてはどういう状況かということだと思います。

今回の追加指定につきましては、先ほど最初に申し上げました近畿圏の近郊緑地保全区域というのは大部分が昭和40年代に指定されていまして、その後の変更というのは微修正でございます。

平成13年に都市再生本部の都市再生プロジェクトというのがございまして、大都市圏における都市環境インフラの再生というのが決定されまして、その中で、まとまりのある自然環境の保全というのが上がっております。それを受けまして関係省庁とか関係府県、政令市ともに近畿圏レベルで保全すべき自然環境の検討を行っているところでございます。

その検討の結果につきましては、近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン、これは任意の計画でございますけれども、そういったものを作成しているところでございます。

そういった検討を踏まえまして、未指定区域につきましても関係地方公共団体と連携を図りながら、追加指定ができないかどうかという検討を進めているところでございまして、今回そのうちの一部区域について、調整がついて追加指定することができることになったところでございまして、今回の指定区域につきましてはそういう地元との調整が整ったという地域でございます。

それから、榎村委員がおっしゃったように、この周辺の地域につきましても、地形的あるいは植性等につきましても、今回追加指定する区域と一体性が高く、まとまった自然環境を形成しているところでございまして、そういう地域につきましても保全していく必要性というのはあるかと認識しておりますが、これにつきましては引き続き地元の公共団体等と連携して検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○榎村委員

ということは、とりあえず調整がついたところをしたということで、今後引き続き拡大されていく予定もあるということによろしいですか。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

先ほど申しましたように、既にこれは平成18年にまとめた近畿圏の都市環境インフラのグランドデザインの中では保全する区域というのが、かなり幅広く検討するという事になっておりまして、いろいろ検討はしているところでございますけど、追加する予定につきましては、明確にいつという予定ではなくて、引き続きそういったものをベースにしながら地元といろいろ検討していきたいといったことでございます。

○榎村委員

そうすると、都市環境のグランドデザインで事前にこの辺を広げたらいいではないかというような案があって、その中で調整できたものを今回は上げられたということによろしいですか。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

はい。

○榎村委員

ありがとうございます。

私自身は、このグリーンベルト構想というのが、首都圏と近畿圏、大阪市も、非常に古い地図を見ますと残っているんですけども、それがいずれかの時点でなくなってしまって、いろんな変遷を経て、これは非常に大きな意味でのグリーンベルトで、オランダのランドスタット等と比較すると細い線ぐらいにしか緑が見えませんが、こういう形で自然とか再生、維持の仕方で行きますと少し違った形でやっていくということも必要だと思っておりますので、非常にいいことだなというように存じております。

○津村部会長

ほかにございませんか。どうぞ。

○林委員

今お答えいただいたので随分私に対する答えが出てきているのですが、当初、既存区域を指定したときに、今回変更区域に加わるところが加わっていなかったということは、その後の状況の変化でそうなったのか。つまり、これは高速道路ができたり自動車道路ができて市街地化が進む可能性が出てきたので組み入れることになったのか。そうすると、今後広げていく可能性はあるんだというお話ですが、調整がつかないところが市街地化する可能性というのが随分残されているわけで、今後、国土形成計画の中でこういう緑地を残すというときに、調整ということが非常に大きなポイントになってくるんだと思うんですね。このあたりを今後どのように考えていくのか。つまり、地元との調整がつかないときにこれは変更が難しいということになってしまったのでは、これはやっぱりちょっとまずいのかなという気もしますので、これは今後の広域地方計画の中で考えていくことなのかもしれませんけれども、やはり国土を形成していくといったときにそのあたりをどう考えていくのか。ということは、既存の区域を指定したときに、今組み入れられるところが、状況が変わったから組み入れようとしているのか、あるいは調整がつかなかったということで、今後、調整がついたので組み入れるということになったのか、ちょっとそのあたりを教えていただければ、非常に難しい質問かもしれませんが、お願いいたします。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

昭和40年代に例えば当該地域について線を引いたときに、今回追加指定する区域の検

討をしたかどうかというのは、実は記録が余りございませんで、これは推定でございますけれども、当時いろいろ地元との調整をした結果が今の線になっているというふうには理解できるのではないかと考えております。

今回の追加分につきましては、先ほど申し上げましたように、地元の大阪府等と調整を経てきて、この地域については指定ができるということで指定をお願いしたいというふうに考えております。

もう一つは、この近郊緑地保全制度というのは非常に緩い制度でございますが、先ほど効果を申し上げましたように、届出と、必要なときには助言、勧告でございますが、まずは指定をしないと始まらないわけです。そういったものを地元として、これは国が指定するわけですが、地元がどういった緑地を保全していくかという地元のニーズというものも踏まえながらやっていかなければならないと考えていまして、地元との調整がつかないものについて我々のほうで指定するというのは実際的には難しいことかと思っております。

○林委員

地元というのは、公共団体ということですか。地方公共団体だと考えてよろしいですか。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

公共団体及び土地所有者、そういったものとの調整が必要だということでございます。

○林委員

わかりました。

○津村部会長

よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。特にないようでございますので、ここで委員の皆様方に当部会として本議案に対する異議の有無を確認したいと思います。

近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について、事務局案のとおりとすることでご異議はない旨を国土審議会会長あてに報告いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津村部会長

ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、案件について異議がない旨及び本日委員の皆様方からいただいたご意見を国土審議会において報告いたします。

なお、意見の取りまとめにつきましては私にご一任いただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

第2の議題である近畿圏広域地方計画の検討状況について、近畿圏広域地方計画推進室の清水推進室長から報告をお願いしたいと思います。

○清水近畿圏広域地方計画推進室長

それではご説明いたします。

資料4-1、4-2、4-3と、3つお配りしておりますけれども、4-2と4-3は長い文章が書いてございますので、きょうの説明は4-1を用いまして概要をご説明したいと思います。

表紙をめくっていただいて、1ページをごらんいただきたいと思います。

これは国土形成計画の全国計画の中身の概要を書いてございますが、昨年7月4日に閣議決定がなされまして、これを受けまして各ブロックでブロック単位の計画をつくっていかうという作業を今行っております。それが2ページ以降に書いてございます。

2ページを見ていただきますと、右下でありますけれども、東北から九州まで8つの圏域にそれぞれ協議会を設けまして計画策定の検討を進めているという状況でございます。北海道、沖縄につきましては単独圏でありますし、沖縄振興法等別の法体系もございまして、今回の作業からは外れております。

この8つの圏域ごとに、右側の上の図でありますけれども、各圏域の知事、政令市長、それから経済団体の長、市町村の代表、それから国の地方行政機関のいわゆる出先の長、こういったメンバーで検討を進めております。その計画策定のポイントが左側に書いてありまして、広域ブロックごとに特色ある戦略を描くとか、各ブロックが交流・連携して相乗効果を出すような方向で計画をつくっていかうとか、こういった方針に基づきまして今、策定を進めているところであります。

3ページをお願いします。

策定の流れを図で示してあります。左側に全国計画の流れが書いてありまして、平成20年7月、先ほどご説明申し上げましたように閣議決定がなされております。

本来ならば、形式的にはこれを受けまして圏域の計画策定の作業が始まるわけでありまして、実質的には平成18年度から各圏域ごとに検討会議を設けまして、全国計画の流れに合わせましてブロックでの検討も始めているということでもあります。約2年検討を進めてまいりまして、20年の7月、全国計画ができた段階で正式の協議会が立ち上がったということでもあります。検討会議と協議会のメンバーは同じメンバーになっておりまして、実質約2年半検討が進められたということです。

あわせて、真ん中のフローの右側に小さい字で「学識者会議」というのがありますがけれども、これは協議会のメンバーが主に行政・経済分野の委員の方々になっておりますので、今度は環境とか土木建築の分野とか医療の分野とか、それぞれの専門分野の専門家の方に学識者会議ということでお集まりいただいて、アドバイスをいただくような形で進めております。

それから今後の手続としましては、平成21年度を見ていただきたいと思います。計画に対する市町村からの提案という手続がございます。

これは、法律上、国土形成計画法の中に条文がございます。計画を策定するときには全市町村から計画提案という形で意見をいただくという手続を経なければならないということになっております。協議会のメンバーには市町村会の代表の方に入っておりますけれども、部分的ではなくて全市町村から意見を聞こうという手続を、昨日、4月1日から始めたところでありまして、これを4週間ばかりかけて提案をいただいて、計画の中に反映していく、こういったことを今やろうとしております。

その後、「パブリックコメント」とありますけれども、今度は市町村だけではなくて、パブリックコメントという形で、いろんな方の意見を聞いて、最終的に夏ごろまでにまとめていこうと、こういった流れになっております。

4ページを見ていただきますと、近畿圏の広域計画の中の主な中身が書いてございます。

赤の四角が2つありますけれども、左をまず見ていただきますと、戦略目標ということで、関西の目指す姿を7つの事項で整理しております。

1点目の歴史・文化、2点目の首都圏とは異なるもう一つの日本の中心圏域。3点目はアジアを先導する創造・交流圏域、これは主に産業の分野の話です。4点目、環境の話。5点目、都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域とありますのは、近畿圏、関西の中の都市と農山漁村のそれぞれの整備と交流、こういったことを目標にしていこうということとあります。6点目が福祉の分野、最後に災害に強い圏域づくりをしていこうということで、7つの戦略目標を立てまして、それに対応してたくさんの施策をやっていこうということが、文章の計画の中では書かれております。

そういったたくさんの施策を、右側でありますけれども、11のプロジェクトという形にくくり直しまして、圏域全体でみんなが広域的な連携をしながら進めていこうということでまとめておりまして、その11のプロジェクトにつきまして、1点目の文化首都圏から最後の広域防災・危機管理まで、5ページ以降でご説明したいと思います。

まず5ページは、文化首都圏プロジェクトでありますけれども、関西は何ととっても歴史・文化のすぐれた圏域、これが日本の中でも際立った特色であろうかと思いますが、そういった歴史・文化に根差した多くの資源、これをもう一回見直して、その中で本物、「ほんまもん」を大事にして、さらに新たな「ほんまもん」が出てくるような、そういった仕組みをつくっていかうじゃないかということでもあります。

写真、図等ではコウノトリの話とか事例が載せてありますけれども、これ以外にも、国宝、重要文化財とか世界遺産とか、皆様が知っている関西の本物がたくさんあるわけがありますけれども、それだけではなくて、地域づくりとかまちづくりの中でもいろんな「ほんまもん」が資源としてあり、それを活用したことをやっつけていこうと。それを日本、世界に訴えていこうといったようなことをごさいます。

それから、6ページの左側でありますけれども、関西の魅力巡りプロジェクトということで、1点目とも関係するわけがありますけれども、関西のいろんな資源、自然景観を含めましたいろんな魅力ある場所とか、そういったところを広域的に見てもらうようなルートづくり、プロモーション、それから道路の整備を含めまして、動きやすい、観光しやすいルートの整備、こういったことを圏域全体でやっつけていこうということをごさいます。南側の紀伊半島では熊野古道をはじめとした歴史街道、こういった非常に広いルートもごさいますし、日本海側ではジオパークということで海岸線の地学的に非常にすぐれた地域とか景観上すぐれた地域、これを世界遺産の登録で申請の作業をしているところがありますけれども、そういった地学的な自然景観的な分野でも広域的な観光ルートをつくっていかうじゃないかと、こういったことをごさいます。

それから右側の知の拠点プロジェクトということでありますけれども、関西が産業分野で持っているいろんな技術、それから中小企業が持っている技術、新しい分野でのバイオとか太陽光発電とか電池の分野とか、いろんな新しい分野での技術がありますけれども、そういった産業分野での拠点づくりを、各地うまく結びつけながらやっつけていこうということで、こここのところではバイオメディカル分野につきまして大学と民間の連携を含め、地域連携によりまして関西全体の産業を発展させていこうというようなことを例として書いてごさいます。

それから7ページでありますけれども、プロジェクト4、5につきましては、まず4が大阪湾のベイエリアの話、5は圏域全体の広域物流の話が書いてごさいます。

大阪湾につきましては、よく新聞に出ておりますように、パネル・ベイということだ

くさんの先端産業が立地してきております。去年からの世界的な恐慌の中でなかなか難しい要素も出ておりますけれども、それでもプロジェクトは着実に進んでおりますし、これをさらに発展させて、グリーンベイということで環境の分野、プラズマとか太陽電池とか、そういったものを含めました湾岸の拠点づくりをしていこうということで物流のロジスティクスセンター、こういった整備もあわせて大阪湾を世界に向けて発信していこうということでございます。

それから右側でありますけれども、大阪湾を含めまして関西全体の物流のネットワーク、特に、ミッシングリンクと言っておりますけれども、環状道路で接続がされていないようなところをはじめといたしまして、日本海、紀伊半島全体を結びつけるようなネットワークをつくっていこうというのが5点目であります。

それから8ページ、プロジェクト6と7でありますけれども、環境関係でございます。

6はCO₂削減ということでありまして、京都、堺をはじめ、いろんなところで環境への先進的な取り組みが進められつつありますけれども、こういったものを圏域全体に広げていこうということでございます。

右側は、先ほども近郊緑地保全区域の話がありまして、それとも関係する話ですけれども、関西、大阪平野を初めとする京阪神の平野地域を取り囲むようにしまして先ほどの保全地域、それからその背後に紀伊半島の広大な山地とか丹後とか丹波の山地が広々と広がっているわけでありまして、真ん中は琵琶湖から淀川を通じて瀬戸内へ流れる水の体系、それを取り囲む「緑のヒンターランド」と書いておりますけれども、緑地の保全、森林と人間との共生、こういったものを広域的に進めていこうということであります。

それから9ページであります、今度はプロジェクト8、9、都市と農山漁村の活性化という分野でありまして、左側の8は、主に大都市のことが書いてありまして、大阪、京都、神戸、こういったそれぞれ特色を持った大都市の活性化をしていこうと。それを周辺にも広げていこうということでございます。

9は農山漁村の話でありまして、それぞれの地域が持っている資産、資源、こういったものをうまく活用し、都市との交流も進めることによって農山漁村の活性化を図っていこうということでございます。

それから10ページ、安全・安心の問題でありますけれども、左側は主に医療のことを書いてございます。広域医療プロジェクトということで、第三次救急医療機関に30分で到達できるような圏域を広げていこうということで、ここはドクターヘリの活用の話が書

いてございますが、最近も各県が協定を結んで、みんなでへりを活用していこうというような話がどんどん進んでおりますけれども、こういったことを圏域全体に広げていこうということでもあります。

それから右側は防災の話が書いてございまして、自然災害に対する安全対策、こういったものも広域防災拠点の整備を初めとしまして広域的に取り組んでいこうということもございます。

以上、11のプロジェクト、たくさんの分野を網羅しておりますが、繰り返しますけれども、やはり関西は歴史・文化、それから伝統的な工芸を初めとする技術を踏まえた産業の分野ということで知と文化の拠点づくり、こういったものが8つの圏域の中では売りといえますか、特色になるのかなというふうに思っております、この計画につきまして、市町村はじめいろんな方の意見を聞きながら、何とか夏を目標としまして作業を進めてまいりたいという状況でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○津村部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。どうぞ。

○森委員

ちょっと基本的なことですが、近畿圏の広域地方計画の対象エリアというのは府県で仕切っているのでしょうか、それとも、もっと別の考えで区切っているのでしょうか。

○清水近畿圏広域地方計画推進室長

すみません。肝心なことを最初に説明せずに失礼いたしました。

国土形成計画法の法律、政令の体系の中で近畿圏の範囲が決めてございまして、2府4県になっております。大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山ということでありまして、様々な施策の区域につきましては必ずしもそれと一致していない分野もございますが、この広域地方計画につきましては法律、政令でもってそのような区分で整理してございます。

あわせて、この計画には国のすべての出先機関がメンバーとして入っております、中身も社会資本整備、医療、農業、産業、いろんな分野のものを盛り込んでおります。例えば私どもが属している整備局で言いますと、整備局の管轄は福井県も入りまして、三重県の一部が入ったりして、区域が異なります。それぞれの出先も所掌する範囲がばらばらで、

必ずしもすべて一致しているわけではありませんが、この広域計画の中では法律に基づきまして2府4県をもとにつくっていきこうと。ただし、隣接する圏域ともいろんなことで密接に関係しますので、圏域同士の連携は図っていきこうということで、計画の中でも観光で連携して、広域的な観光ルートをつくりましようとか、物流のネットワークにつきましても隣の圏域とうまく結びつくようなことを図っていきこうとか、そういったことはあちこちで書いてございます。

○津村部会長

どうぞ。

○青山委員

2つ教えていただきたいんですけど、まず3ページのところで、平成20年7月4日に閣議決定されたとありますけれども、その後でいわゆる現在の金融危機というか、経済危機が起きているわけですが、それだけのことが起きた後で閣議決定されたものに対して見直す必要性があるのかどうかということが一つ。

もう一つは、4ページのところに戦略目標が左側にあって、プロジェクトが右側にありますけれども、この目標とプロジェクトというのは、対応関係があるのかなのか、例えば戦略目標というのはこのプロジェクトで全部カバーできているのかどうかという対応の説明がなかったので、よろしくをお願いします。

○清水近畿圏広域地方計画推進室長

まず1点目でございますが、全国計画につきましては私が答えるべきではないのかもしれませんが、いずれ機会を見て見直し等の議論はあるんでしょうけれども、国土形成計画につきましてはおっしゃいますように、全国計画ができた後、世界経済が大きく変わりましたので、この計画の中では4-2の3ページを見ていただきますと、段落としましては2つ目でありまして、1行目から2行目にかけて「世界的な金融危機を契機として地域経済や雇用が悪化している」といったようなことが「はじめに」のところでも書いてございますが、これを受けた記述を第1部の「関西の現状と課題」のところでも世界的な状況を踏まえてこの計画も策定し、計画に基づいたいろんな施策も遂行していかなければいけないといったような記述をしてございます。具体的には9ページの真ん中の(3)でありますけれども、「関西経済の復活と世界的景気後退」という項目を受けまして、直近の状況を踏まえた議論をしていくということでございます。

それから、プロジェクトと戦略目標の関係でございますが、これも同じ資料の36ペー

ジ、第4部、主要プロジェクトのところでありまして、その冒頭の4行で「第3部の戦略として重点的に取り組むこととされた施策を効果的に推進するため」云々とありまして、その3部を書いてある施策を、換骨奪胎とまでいかないかもしれませんが、平たく言えば並べかえまして、11のプロジェクトにまとめたということでありまして、その11のプロジェクトをまとめた視点というのは、3行目を書いてありますように共通の目的で広域的に施策、事業を進めていくものということで11のプロジェクトにまとめてあります。

3部にはたくさんの方が書いてありまして、そのうち11プロジェクトの体系にあるものを整理し直しております、3部を書いてあること全部が11プロジェクトの中に入ってくるわけではございません。数としては、3部を書いてある取り組み、施策のほうが多い。その中から、繰り返しますが、広域的に取り組むべきものを共通の目的で11のプロジェクトにくくり直したと、こういう関係になっております。

○川本国土計画局長

全国計画の見直しについて補足させていただきます。

全国計画自体は10年後を見据えた国土のあり方を示すというのが基本になっていきますので、経済状況が変わったからといって直ちに今すぐ見直さなければならないというようには思っておりません。ただし、全国計画の一番の柱になっておりますのが、それぞれ経済力、それからいろんな力をつけてきた各広域ブロック、地方が自立できるようにしていく、地域の自立発展というのが大きな柱になっておるんですが、その自立発展の方策としては、昨年の秋以降の経済状況の変化、それから、これからの日本の経済の行方というものを見ると、その部分については相当やり方を変えていかなくてはいけないというようには思っております。

したがって、これは計画のフォローアップの一環ということになりますが、国土審議会の中に、自立発展のためにどういったことをこれからやるべきことについてもう一度議論する場というものを今月以降つくると。これは今月の末に国土審議会の本審議会をまた予定しております、そこで部会を設置して、委員会組織をつくりたいと思います。内々には、昨年の秋から、これからの日本の成長をどうしていくのか、ブロックの自立をどうやっていくのかという研究会をつくって、いろいろ議論をスタートさせておりますが、そこでは、従来、特に地方部を考えますと企業誘致というのはほとんど工場誘致と、イコール生産現場を引っ張ってくるということにどうしても偏りがちでありましたが、実際に

それによって地方が豊かになっているかといいますと、高度成長期は実は東京の本社の方と地方の工場の現場の方は給与差が今ほど大きくなかった時代がありました。それなりに所得格差を埋めるという意味があったんですが、現状ではそうになっていないし、さらに円高が進んでいくということをもし考えると、今回の経済危機を見ても、生産現場だけ引っ張っていくということでは、将来、なかなか難しくなっていくのではないかと。その場合に、ではどういうやり方があるのかというような議論をしております。かなり経産省的な部分が入ってくるんですけど、それも含めて国土政策だということで今議論しております。それを引き継ぐ形で、委員会でフォローアップして議論していくと。したがって、広域地方計画の計画論ではなくて、要は計画をつくったところを実施する段階の方法論、地方論になるんだと思いますが、その地方の段階で国全体を横切りした議論をまた踏まえて煮詰めていただければなというふうに思っております。

○青山委員

今のご説明は、3ページの策定の流れの中にはないんですね。

○川本国土計画局長

ございません。

○津村部会長

ほかに。どうぞ。

○林委員

計画自体、特に意見があるわけではありませんが、計画の実効可能性ということを考えたときに、地域の住民をどのようにして巻き込んでいくかということが非常に重要だと思うんですね。先ほどの緑地保全のところでも、やはり土地所有者との調整というものがなければ、これはなかなか思うようにいかない。ということ考えたときに、資料4-2の「はじめに」のところでも「住民の参画を得ながら」と書かれております。しかしながら、住民がどのような形で参画しているのかというところが、結局、パブリックコメントのところ意見聞くということになっているのではないかという気がいたします。

それは、実は自治体関係者の問題だと思うんですね。つまりその協議会に参加されている首長さんがどの程度地元の住民に対してこういう計画を提示し、そしてそれに対する意見をこの協議会でぶつけているかどうかという問題が私は非常に大きいのではないかと思います。

やはり地域の活性化といったときに、これは、当然自治体は非常に重要ですけども、

やっぱりそこで働く人たち、住んでいる人たちがどのように考えるのかというところがないと、なかなか協力も得られないということです。今後のスケジュールの中で、もうあまり時間がないんじゃないかと思いますが、そのあたり、やっぱり首長さんに少し住民に対する計画それ自体のPRも含めて、ちょっと周知徹底させていただくようなことがないと、これはなかなか実現するのは難しいのではないかという気がしておりますので、今後の会議の中でそういうこともお伝えいただくと非常にありがたいという気がいたしております。

質問ではなく、要望でございます。

○津村部会長

何かありますか。

○清水近畿圏広域地方計画推進室長

ご指摘を踏まえまして、市町村長さんにもお願いしなければならないと思いますし、これはなかなか我々も、こっちから行くのか、待ってるのかというのはありますけれども、少なくとも説明に来てくださいというような場があれば、どんどん出かけていくつもりでありますし、私どもはいろんな形でNPOの方とか、おつき合いしている分野がありますから、そういった場でもできるだけこの計画を説明し、訴えていきたいなと思います。計画の中でも一緒にやっていかなきゃいけないということは随所に盛り込んであるつもりではありますけれども、その辺はまだ魂が入っていないということであれば、パブリックコメントの中でもまたいろんな意見をいただくことになると思いますし、そこはわきまえてやっていきたいと思っています。

○津村部会長

ほかにございますか。どうぞ。

○水越委員

この近畿圏広域地方計画の戦略目標と、それからプロジェクトという形でご説明いただいたわけですが、これには私は全面的に賛成ということです。よくまとまっていると思うのですが、一方では、先ほどのお話にあったように、10年後を目指した長期的な視点で考えているんだということです。

問題は、これの本当の実効可能性、しかも早期にやらなきゃいかん、10年も待てませんということだろうと思うんですね。その中で時あたかも追加経済対策、30兆円になるかとする話というのが浮上している。やはりこのプロジェクト、具体的なものを、本

当にこの追加経済対策の中でどれだけ実現していくのか、これが問われているんじゃないのかと私は思うわけです。

特に、この世界経済対策においてはご承知のとおり速効性というのが求められるわけで、やってから5年、6年かかりますというのでは、やはりだめなので、早いうちにやらないといけない。しかも、この具体的な11のプロジェクトを上げられているのは、早くやらなければならないということが重要でありまして、とにかく、これを公共投資というならば、その公共投資の前倒し発注ということを特に考えていく必要があると思います。

私は、この11プロジェクトのうちの2つに着目しています。

一つは、5番の広域物流ネットワーク、もう一つは次世代産業を創造する「知の拠点」、この2つに若干言及したいと思うのですが、ミッシングリンクを解消するということが、これはもういろんな具体案がきっちり決まっているわけですから、速効性という形でもこれに該当するのではと思うわけです。これをまず早くやってもらうということ。

それからもう一つは、たまたま私、神戸なもんですから、神戸という観点から言うと、知の拠点ですが、その中で神戸ではポートアイランド2期の中で神戸医療産業都市構想が進められているということをご承知のとおりです。その中で、神戸の医療産業都市構想というのが大変サクセスするような形で進んでいっていると我々は自負しているのですが、医療クラスターとしては日本でナンバーワン、第一級をいくのではないかと。全世界的に言うならばまだまだということですが、そこまでいっていると私は思います。

一方では、今たまたま京都大学の田中先生という生体肝移植で大權威の、世界的な權威の人がおられまして、この人を中心としてアジアのメディカルセンターをつくろうじゃないかということで、高度専門病院というのをつくろうと、こういうことをやっているのです。

ところが、ご承知のようなこういう状況の中でなかなかお金集めがうまくいかないということがございますので、これをやっぱり追加経済対策みたいな形の中で実現しようじゃないかと。こういうものがなかなか実現しないと、田中大先生なんていう人が、日本ではもうだめだから、シンガポールにでもつくろうかという話があったりするものです。

だから、そういうことであるというのは誠にもったいない話でありまして、こういうのもぜひこの追加経済対策の中で実行に移したいなというふうに思うのです。単にそれだけではなくて、ほかのいろんなプロジェクトについてやはり早期に速効性のある対策というふうに持っていきたいと思っております。

私の意見でございます。以上です。

○川本国土計画局長

おっしゃるとおり、経済対策もあるわけですから、今お話しになったハードはもちろんですし、ソフトも含めて、やれることはどんどん手をつけてということが大事であると思います。この広域の協議会の場を通じて、ぜひ近畿圏全体の議論をまとめていただいて、私もさっき申し上げたように関西人ですが、ともすると京都と神戸と大阪、みんなそれぞれいろんなことをという状態になるところですから、ぜひこれをという格好で優先順位をつけて推進していくと。整備局なんかも今は具体的な事業の話をもうやっていると思いますので、ハード面も十分やれると思っております。ぜひ方向性をまとめていただければなど思っております。

それから、若干私ども局の予算について言いますと、ソフト面の予算はそれぞれ、お話の部分は厚労省や経産省や、各省庁またがるわけですが、そのまたがる部分について、全体の取りまとめ、各省を横に切ってまとめるような金というのが必要だというご意見が実はこの全国の広域計画の議論をしているときにありました。今年度については1圏域1,000万とか2,000万ぐらいのお金ですが、とりあえず協議会をつくったり、運営をやったりするようなお金も用意いたしております。そのソフト部分の立ち上げのところもスムーズにいくようにぜひお願いしたいなというふうに思いまして、その辺の応援もさせていただきたいと思っております。

○津村部会長

ほかにごございませんか。どうぞ。

○岡田委員

戦略目標とプロジェクトとの関係性について先ほど青山先生からご質問があったのと関連するのですが、私、これを拝見いたしましたところ、複数の戦略目標が融合的に一つのプロジェクトに入っているというのが見受けられまして、それは大変好ましいなと思いました。特に一番はじめの「文化首都圏プロジェクト」を見ますと、文章で書かれた中間ステージ報告では多少見えにくくなっていますが、見せていただいたパワーポイントでは、例えば歴史・文化と環境共生を結んだ計画というのが随分入ってきております。やはりこのように足が地についた「身土不二」（食の運動だけじゃなくて、いろいろなところで環境に関係する言葉です）－我々生き物と、それを取り巻く風土というのは一体であるというような意識が強く反映されているようなプロジェクトが、ここにたくさん上げられてい

るということに非常に私は感銘を受けました。

金融危機ということでは、私も青山先生と同じ危惧を持っております。せっかくこのようにかなり融合的にソフトとハードとをじっくり組み合わせていこうというような計画ができたのにここで後退しないかという、それが非常に心配です。ここはひとつ、関西にはたくさんある老舗の踏ん張り、数々の危機をぐっとこらえて生き残っている老舗の踏ん張りというものを、この近畿圏整備計画で示してみたいと思います。ですから、速効性のある経済対策も非常に重要でしょうし、それはご専門の方々に頑張ってもらいたと思いますが、やはり環境を専門とする私としては、ここにせっかく生かされているすばらしい共生の意識というのをぜひ国交省さんが初志貫徹、実行していただきたいという希望を持っております。

次の「関西の魅力巡りプロジェクト」のところについては、例えば熊野古道などが、近年急激なツーリズムとともにかなり荒れてきているということを地元の方々から聞いておりました、大変心配しております。この辺でもやはり環境意識を入れたツーリズムを貫いていただきたいなという気がいたします。

「CO₂削減と資源循環プロジェクト」のところで京都の町家の再生のことが書かれていることに関して。これは「住の身土不二」だと私は思っております。このすばらしい計画でたくさんの町家がよみがえってはいるのですが、価格が高くなり過ぎて相当数売れ残っているということを、(私京都出身でございます)この間も京都の住民の方から伺いました。これはすばらしい計画なので、そんなことで頓挫することがあっては大変残念だと思います。

そのように、経済危機であるがゆえにかえって、本物を残す努力、ここでぐっと踏ん張って本物を残す努力を、我々は後の世代のためにも行わなければならないのではないかと感じました。結局はそんなものしか残らないからですね。それをぜひ、このすばらしい計画を実施していく中で頑張っていきたいなと思います。

感想でございました。

○津村部会長

他にございませんか。他にないようでございますので、議事は以上のとおりでございます。

この際、ほかの問題につきましても委員の皆様、何かご発言ございましたらお願いします。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の国土審議会近畿圏整備部会を終了させていただきます。

長時間にわたりまして熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく申し上げます。

○是澤国土計画局大都市圏制度企画室長

最後に、事務局から連絡事項を1点申し上げたいと思います。

国土審議会に部会長から報告いただく件につきましては、部会長に取りまとめでいただきまして、後日、事務局から皆様に送付させていただきますので、ご確認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○津村部会長

ありがとうございました。

(閉 会)